

神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合葬祭場の設置及び管理に関する条例

令和元年11月11日

条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合葬祭場（以下「葬祭場」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に基づく火葬を行うための施設として、神崎市内に葬祭場を設置する。

(名称及び位置)

第3条 葬祭場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合葬祭場	神崎市神崎町志波屋六本松 2661 番地 43 他

(業務時間及び休業日)

第4条 葬祭場の業務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 葬祭場の休業日は、1月1日及び施設の点検日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めるときは、業務時間を変更し、又は臨時に休業することができる。

(使用の許可)

第5条 葬祭場を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の許可をする場合において、葬祭場の管理運営上必要があると認めるときは、その使用については条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可を取り消し、若しくは使用の停止を命じ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

- (2) 使用者が偽りその他不正な手段により第5条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 公益上やむを得ない事由が発生したとき。
- (4) 葬祭場の管理運営上支障があると管理者が認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者がその使用を不相当と認めたとき。

#### (使用料)

第7条 使用者は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

#### (損害賠償の義務)

第8条 使用者は、葬祭場の使用により建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、管理者がその者の責めに帰すことができない理由があると認めるときは、この限りではない。

#### (指定管理者による管理)

第9条 葬祭場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて管理者が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に葬祭場の管理を行わせる場合にあつては、第4条第3項中「管理者が特に必要と認めるときは」とあるのは、「指定管理者が特に必要と認めるときは、管理者の承認を得て」と第6条中「管理者」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

#### (指定管理者の指定の手續等)

第10条 指定管理者の指定の手續等については、神崎市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例(平成18年神崎市条例第57号)並びに吉野ヶ里町公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例(平成18年吉野ヶ里町条例第47号)の定めるところによる。

#### (指定管理者の業務の範囲)

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 火葬に関する業務
- (2) 葬祭場の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他管理者が管理運営上必要と認める業務

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表(第7条関係)

区 分	種 別	単 位	使用料(単位:円)	
			構成市町内居住者	構成市町外居住者
火葬炉	大人遺体	1体	10,000	70,000
	小人(小学生以下)遺体	1体	4,000	40,000
	死産児	1体	3,000	30,000
	改葬遺骨	1件	3,000	30,000
	身体の一部	1件	3,000	30,000
	胞衣及び産褥物等	1件	3,000	30,000
待合室	3時間以内	1室	無料	5,000
霊安室	行政、警察機関からの要請がある場合のみ使用可能で、原則、1日間とする。	1棺	無料	

備 考

「構成市町内居住者」による次の各号に掲げる場合とは、「神崎市又は吉野ヶ里町内に住所を有する者」して取り扱うものとする。但し、霊安室を利用する場合は、この限りではない。

- ① 遺体の場合・・・死亡者が死亡時に、又は死体埋火葬許可を受けた者が現に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条の規定により神崎市又は吉野ヶ里町の住民票に記載されている場合
- ② 死産児の場合・・・死産児の父又は母が、神崎市又は吉野ヶ里町内の住民票に記載されている場合
- ③ 改葬遺骨の場合・・・申請者が、神崎市又は吉野ヶ里町内の住民票に記載されている場合
- ④ 身体の一部の場合・・・身体の一部を失った者が、神崎市又は吉野ヶ里

町内の住民票に記載されている場合

- ⑤ 胞衣及び産褥物等の場合・・・病院等の所在地が、神崎市若しくは吉野ヶ里町の時又は申請者が、神崎市又は吉野ヶ里町内の住民票に記載されている場合
- ⑥ 待合室を使用する場合・・・使用時間は、1室1回で3時間以内、死亡者が死亡時に、又は死体埋火葬許可を受けた者が現に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定により、神崎市又は吉野ヶ里町の住民票に記載されている者は無料とする。
- ⑦ 霊安室を使用する場合・・・行政、警察機関からの要請がある場合で、且つ、神崎市又は吉野ヶ里町内関係者並びにその管轄内の事案等による場合であり、原則1日間に限り、使用できるものとする。これ以外の場合については、使用することができない。